

新たな営業許可・届出制度が始まりました！

平成30年6月13日に食品衛生法の改正が行われ、現在の営業許可制度が見直されるとともに、新たな営業届出制度が創設されました。これらの新たな制度は、令和3年6月1日から完全施行となりました。

新たな営業許可制度

食品に係る営業を営もうとする場合、公衆衛生に及ぼす影響の大きい営業については知事の許可が必要とされています。今回の食品衛生法の改正では、食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しが行われました。

<新たな営業許可業種（32業種）>

1 飲食店営業	17 冰雪製造業
2 調理の機能を有する自動販売機	18 液卵製造業
3 食肉販売業	19 食用油脂製造業
4 魚介類販売業	20 みそ又はしょうゆ製造業
5 魚介類競り売り営業	21 酒類製造業
6 集乳業	22 豆腐製造業
7 乳処理業	23 納豆製造業
8 特別牛乳搾取処理業	24 麺類製造業
9 食肉処理業	25 そうざい製造業
10 食品の放射線照射業	26 複合型そうざい製造業
11 菓子製造業	27 冷凍食品製造業
12 アイスcream類製造業	28 複合型冷凍食品製造業
13 乳製品製造業	29 漬物製造業
14 清涼飲料水製造業	30 密封包装食品製造業
15 食肉製品製造業	31 食品の小分け業
16 水産製品製造業	32 添加物製造業

【許可業種の見直しの概要】

1. 新設の許可業種が設定されました。（上表の2、18、26、28、29、31の業種）
2. 以下の業種は別の許可業種に統合されました。
 - ・喫茶店営業 ・あん類製造業 ・食肉練り製品製造業 ・食品の冷凍又は冷蔵業 ・ソース類製造業
 - ・缶詰又は瓶詰製造業 ・乳酸菌飲料製造業 等
3. 現在の営業許可業種のうち、以下の業種は届出業種になりました。
 - (1) 許可から届出に移行する業種
 - ・乳類販売業 ・食肉販売業（包装食肉の販売のみ） ・魚介類販売業（包装魚介類の販売のみ）
 - ・冰雪販売業 ・冷蔵冷凍倉庫業
 - (2) 群馬県が条例で定めていた以下の業種
 - ・菓子種製造業 ・こんにやく又はところてん製造業 ・弁当類又はそう菜類販売業 ・魚介類の行商営業なお、「つけ物製造業」は法許可業種の新設「漬物製造業」に該当します。

<営業許可制度の見直しにおける経過措置>

【対象】 令和3年6月1日以前から営業している事業者

- 【対応】 ①「引き続き存続する業種」又は「該当の業種が変更となる業種（乳酸菌飲料製造業等）」
現在の許可の有効期間満了までは、これまでどおり営業を行うことができます。
- ②「新設許可業種」
許可の取得は、**令和6年5月31日までに**行ってください。
- ③「許可から届出へ移行する業種」
裏面の「営業届出制度の創設」をご覧ください。

営業届出制度の創設

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「営業届出」をする必要があります。

【対象】 許可営業（32業種）と届出対象外営業（下記）に該当しない事業者

<届出対象外営業（公衆衛生に与える影響が少ない営業）>

- ① 食品又は添加物の輸入業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍冷蔵倉庫業を除く）
- ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗等のおそれがない包装食品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業

注意)

- ・これまで許可が必要なかった事業者についても、営業届出制度の対象となりますのでご注意ください。
- ・農業及び水産業における採取業は届出の対象外となります。

<営業届出業者に求められるもの>

1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として食品衛生責任者を設置することになります。

<食品衛生責任者の資格要件>

- ・調理師、製菓衛生師、栄養士等
- ・食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- ・都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を受講した者

2. HACCPに沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理には以下の2種類があり、どちらかを実施することになります。

- ①「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」
- ②「HACCPに基づく衛生管理」

【対象業種】

- ①の対象事業者：小規模事業者（従事者50名未満）又は特定の業種（以下）
 - ・食品を製造・加工し、併設店舗等で小売販売する営業者
 - ・飲食店営業者等（パン(消費期限が5日程度)の製造業者、そうざい製造業者等)
 - ・容器包装食品のみ貯蔵・運搬・販売する営業者
 - ・食品を分割し、容器包装に入れ（包み）販売する営業者
- ②の対象事業者：①以外の事業者

【衛生管理の内容】

- ①「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」
業界団体が作成した手引書に基づき衛生管理を行う。
※厚生労働省ホームページにおいて、手引書が掲載されています。
- ②「HACCPに基づく衛生管理」
コーデックスHACCPの7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、衛生管理を行う。

※届出業者でも「HACCPに基づく衛生管理」の対象となる場合もあります。

<届出の方法>

【届出方法】群馬県では、原則『食品衛生申請等システム』を用いたオンラインでの届出を推奨しています。

【食品衛生申請等システム】→
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



- ・令和3年6月1日以前から営業を行っている施設については、**令和3年11月30日までに**届出してください。
- ・令和3年6月1日以降に営業を始める施設は、営業を始める前にあらかじめ届出を行ってください。

新たな営業許可・届出制度についてご不明な点がございましたら、管轄する保健福祉事務所・保健所または食品・生活衛生課までお問い合わせください。